

## ○ 心神喪失者等の処遇事件に係る審判手続等に関する規程

〔平成17年7月8日法務省刑総訓第892号大臣訓令  
検事総長、検事長、検事正宛て〕

改正 平成25年3月19日法務省刑総訓第9号

平成26年3月11日法務省刑総訓第2号

令和元年6月28日法務省刑総訓第6号

### 心神喪失者等の処遇事件に係る審判手続等に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「法」という。）による処遇事件に関する事務の取扱手続を規定し、もってその事務の適正な運用を図ることを目的とする。

#### (処遇事件に係る審判の申立て)

第2条 検察官が法第33条第1項の申立てをするときは、審判申立書（様式第1号）による。

#### (処遇事件処理票)

第3条 検察官が前条の申立てをするときは、事件担当事務官（事件事務規程（平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令）第4条第1項に規定する事件担当事務官をいう。以下同じ。）は、処遇事件処理票（様式第2号）を作成する。

#### (事実の取調べの申出)

第4条 検察官が心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（平成16年最高裁判所規則第13号。以下「規則」という。）第24条の規定による事実の取調べの申出を書面でするときは、事実の取調べ申出書（様式第3号）による。

#### (同行状の発付の申出)

第5条 検察官が法第26条第3項の同行状の発付の申出をするときは、同行状発付申出書（様式第4号）による。

2 検察官が前項の申出をするときは、令状担当事務官（事件事務規程第16条第2項に規定する令状担当事務官をいう。以下同じ。）は、処遇事件処理票に所定の事項を記入する。

（同行状の執行）

第6条 検察官が法第28条第1項ただし書（第45条第6項において準用する場合を含む。）の規定による同行状の執行の嘱託を受けたときは、令状担当事務官は、処遇事件処理票に所定の事項を記入し、同行状に検察官の指揮印を受けて、執行すべき検察事務官に交付する。

（同行状の執行後の一時保護）

第7条 同行状を執行する場合において、法第28条第4項ただし書の規定により病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護するときは、その場所の管理者に対し同行状を示してその保護を求める。

（嘱託）

第8条 同行状により同行すべき対象者が他の検察庁の管轄区域内に現住する場合において、その検察庁の検察官に同行状の執行を嘱託するときは、同行状執行嘱託書（様式第5号）による。

（受託）

第9条 前条の規定による嘱託を受けたときは、令状担当事務官は、共助事件簿（事件事務規程様式第96号）に所定の事項を登載して、速やかにその手続をする。

2 前項の手続が終わったときはその旨を、同行状の執行をすることができなかったときは同行状を添付してその旨を、同行状執行嘱託に対する回答書（様式第6号）により速やかに回答するとともに、共助事件簿にその旨を記入する。

（護送）

第10条 検察官が法第29条第2項の規定による護送の嘱託を受けたときは、令状担当事務官は、処遇事件処理票に所定の事項を記入し、同条第1項の出頭命令の謄本又は抄本に検察官の指揮印を受けて、護送すべき検察事務官に交付する。

2 処遇事件処理票が作成されていない処遇事件について、検察官が前項の護送の嘱託を受けたときは、令状担当事務官は、処遇事件処理票を作成して、前項の手続をする。

（鑑定入院命令等の執行）

第11条 検察官が法第34条第4項（法第37条第5項後段及び規則第51条第4項において準用する場合を含む。）の規定による法第34条第1項前段の命令、第37条第5項前段の決定又は規則第51条第2項の命令若しくは同条第3項の決定の執行の嘱託を受けたときは、令状担当事務官は、処遇事件処理票に所定の事項を記入し、当該命令若しくは決定の謄本又は抄本に検察官の指揮印を受けて、執行すべき検察事務官に交付する。

2 前項の命令又は決定の執行の指揮を受けた検察事務官が規則第54条第2項の規定による書面を提出するときは、鑑定入院命令等の執行に関する通知書（様式第7号）による。

（検察官の通知）

第12条 検察官が法第40条第2項後段の規定により通知するときは、処遇事件に関する通知書（様式第8号）による。

2 検察官が前項の通知をするときは、事件担当事務官は、処遇事件処理票に所定の事項を記入する。

（抗告）

第13条 検察官が法第64条第1項の規定による抗告をするときは、抗告申立書（様式第9号）による。

2 検察官が前項の抗告をするときは、事件担当事務官は、処遇事件処理票に所定の事項を記入する。

（抗告申立て等の通知）

第14条 検察官が、前条の抗告をしたとき又は規則第93条の規定による抗告の通知を受けたときは、事件担当事務官は、抗告・再抗告申立通知書（様式第10号）により、高等検察庁の事件担当事務官に対してその旨を速やかに通知する。

2 前項の通知を受けた高等検察庁の事件担当事務官は、処遇事件処理票を作成する。

（抗告審の決定の通知）

第15条 検察官が抗告審の決定の告知を受けたときは、高等検察庁の事件担当事務官は、抗告・再抗告決定通知書（様式第11号）により、原決定をした地方裁判所に対応する地方検察庁の事件担当事務官に対してその旨を通知する。

（再抗告）

第16条 検察官が法第70条第1項の規定による再抗告をするときは、再抗告申立書（様式第12号）による。

2 検察官が前項の再抗告をするときは、事件担当事務官は、処遇事件処理票に所定の事項を記入する。

（再抗告申立て等の通知）

第17条 検察官が、前条の再抗告をしたとき又は規則第99条第1項において準用する第93条の規定による再抗告の通知を受けたときは、高等検察庁の事件担当事務官は、抗告・再抗告申立通知書により、最高検察庁及び法第40条第1項又は第42条の決定をした地方裁判所に対応する地方検察庁の事件担当事務官に対してその旨を速やかに通知する。

2 前項の通知を受けた最高検察庁の事件担当事務官は、処遇事件処理票を作成する。

（再抗告審の決定の通知）

第18条 検察官が再抗告審の決定の告知を受けたときは、最高検察庁の事件担当事務官は、抗告・再抗告決定通知書により、抗告裁判所に対応する高等検察庁の事件担当事務官に対してその旨を通知する。

2 前項の規定による再抗告審の決定の通知を受けた高等検察庁の事件担当事務官は、抗告・再抗告決定通知書により、法第40条第1項又は第42条の決定をした地方裁判所に対応する地方検察庁の事件担当事務官に対してその旨を通知する。

（申立ての取下げ）

第19条 検察官が法第74条第2項の規定により申立てを取り下げるときは、申立取下書（様式第13号）による。

2 検察官が前項の取下げをするときは、事件担当事務官は、処遇事件処理票に所定の事項を記入する。

附 則

この訓令は、平成17年7月15日から施行する。

附 則（平成25年3月19日法務省刑総訓第9号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月11日法務省刑総訓第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日法務省刑総訓第6号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

様式第1号 (心神喪失者等医療観察法第33条  
心神喪失者等医療観察法審判手続規則第49条  
規程第2条)

# 審判申立書

年 月 日

地方裁判所 殿

検察庁

検察官 検事

下記対象者について、心神喪失者等医療観察法第42条第1項の決定をすることを申し立てる。

記

1 対象者

氏名  
年齢  
職業  
住居  
本籍

年 月 日生 ( 歳)

2 心神喪失者等医療観察法第2条第2項に該当するとする理由の要旨

3 鑑定入院命令により入院させるべき医療施設

名称  
所在地  
管理者の氏名

4 対象者に対する他の処遇事件があるときは、その旨及び当該他の処遇事件が係属する裁判所

処遇事件の有無 有 ( 年 号) ・ 無  
係属裁判所 裁判所

5 保護者 (保護者が判明しない場合は、後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者)

氏名  
住居  
対象者との関係

(取扱者印 )

(注意) 1 「心神喪失者等医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成15年法律第110号)」をいう。

2 事例に応じ、該当文字を○で囲むこと。

(用紙 日本産業規格A4)

処 遇 事 件 処 理 票 (            年 第            号 )														
対 象 者			処 遇			検 察 官								
						裁 判 所			裁 判 所					
氏 名			事 件			保 護 者								
						付 添 人								
申 立 年 月 日			受 領 印			処 分 の			(事件番号:            年 検 第            号)					
						内 容 等								
同 行 状	申 出		年 月 日		受 領 印									
	嘱 託 受 理 の 日		年 月 日				嘱 託 受 理 の 日		年 月 日					
	交 付 の 日		年 月 日		受 領 印		交 付 の 日		年 月 日		受 領 印			
	執 行 の 日		年 月 日				執 行 の 日		年 月 日					
	検 察 官 経 由 日		年 月 日		受 領 印		検 察 官 経 由 日		年 月 日		受 領 印			
	提 出 の 日		年 月 日		受 領 印		提 出 の 日		年 月 日		受 領 印			
鑑 定 入 院 等	嘱 託 受 理 の 日		年 月 日		受 領 印		決 定 の 日		年 月 日		申 立 て の 日		受 領 印	
	交 付 の 日		年 月 日		受 領 印		法 第 四 十 二 条 の 決 定		入 院 決 定 ・ 通 院 決 定 医 療 不 開 始 決 定 ・ 申 立 却 下 決 定		抗 決 定 の 日		年 月 日	
	執 行 の 日		年 月 日								決 定			
	医 療 施 設 の 名 称										告 要 旨			
	検 察 官 経 由 日		年 月 日		受 領 印									
	提 出 の 日		年 月 日		受 領 印				再 申 立 て の 日		年 月 日		受 領 印	
	入 院 期 間 満 了 の 日		年 月 日						決 定 の 日		年 月 日			
	入 院 期 間 延 長 決 定 の 日		年 月 日						抗 決 定 の 日					
	入 院 延 長 期 間 満 了 の 日		年 月 日				検 察 官 送 達 日		年 月 日		告 要 旨			





様式第3号 ( 心神喪失者等医療観察法第24条  
心神喪失者等医療観察法審判手続規則第24条  
規程第4条 )

# 事実の取調べ申出書

年 月 日

裁判所 殿

検察庁

検察官 検事

対象者 に対する入院又は通院に係る審判の処遇事件につき、

下記のとおり事実の取調べの申出をする。

記

(取扱者印 )

(用紙 日本産業規格A4)

様式第4号 ( 心神喪失者等医療観察法第26条  
規程第5条 )

## 同行状発付申出書

年 月 日

裁判所

裁判官 殿

検察庁

検察官 検事

下記対象者について、心神喪失者等医療観察法第26条第3項の同行状の発付の申出をする。

### 記

- 1 対象者  
氏名  
年齢 年 月 日生 ( 歳 )  
住居
- 2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 3 同行すべき場所
- 4 同行状を数通必要とするときは、その数及び事由
- 5 特に同行状の発付を必要とする理由
- 6 対象行為の要旨

(取扱者印 )

(注意) 「心神喪失者等医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)」をいう。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第5号(規程第8条)

## 同行状執行囑託書

年 月 日

検 察 庁

検察官 検事

殿

検 察 庁

検察官 検事

下記対象者に対する  
行を速やかに取り計らわれたく囑託します。

処遇事件につき、別添同行状の執

記

対 象 者

1 氏 名

2 年 齢

年 月 日生( 歳)

3 住 居

(取扱者印 )

(用紙 日本産業規格A4)

## 同行状執行囑託に対する回答書

年 月 日

検 察 庁

検察官 検事 殿

検 察 庁

検察官 検事

次の対象者に対する 処遇事件につき、  
年 月 日付けをもって囑託のあった同行状の執行について、

下記のとおり回答します。

対 象 者

1 氏 名

2 年 齢 年 月 日生 ( 歳)

3 住 居

記

(取扱者印 )

様式第7号 ( 心神喪失者等医療観察法審判手続規則第54条  
規程第11条 )

## 鑑定入院命令等の執行に関する通知書

年 月 日

裁 判 所

裁 判 官 殿

検 察 庁

検察事務官

対象者 ( 年 月 日生 ( 歳 )) に係

る 年 月 日付け鑑定入院命令  
鑑定入院決定について、下記のとおり  
医療施設変更決定

り通知する。

記

1 執行の場所

2 執行の年月日時 年 月 日 午前・午後 時 分

3 執行できなかった事由

( 取扱者印 )

( 注意 ) 事例に応じ、不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。  
( 用紙 日本産業規格 A 4 )

様式第8号 ( 心神喪失者等医療観察法第40条  
心神喪失者等医療観察法審判手続規則第61条  
規程第12条 )

## 処遇事件に関する通知書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

対象者 に対する入院又は通院に係る審判の処遇事件につき、

年 月 日 裁判所 がした心神喪失者等医

療観察法第40条第2項前段の決定について、審判の申立てを 取り下げることと  
取り下げない

したので通知する。

(取扱者印 )

- (注意)
- 1 「心神喪失者等医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)」をいう。
  - 2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第9号 ( 心神喪失者等医療観察法第64条  
心神喪失者等医療観察法審判手続規則第89条  
規程第13条 )

# 抗 告 申 立 書

年 月 日

高等裁判所 殿

検 察 庁

検 察 官 検 事

対象者 に対する入院又は通院に係る審判の処遇事件につき、

年 月 日 裁判所 がした心神喪失者等医

療観察法第40条第1項の決定に対し、下記理由により抗告を申し立てる。  
第 4 2 条

記

(取扱者印 )

- (注意) 1 「心神喪失者等医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成15年法律第110号)」をいう。  
2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本産業規格A4)

# 抗告・再抗告申立通知書

年 月 日

検 察 庁  
検察事務官 殿

検 察 庁  
検察事務官

下記のとおり通知します。

## 記

- 1 対 象 者  
氏 名 年 月 日生（ 歳）
- 2 地 方 裁 判 所  
裁 判 所 地方裁判所  
決 定 の 日 年 月 日  
決 定 内 容
- 3 抗 告 申 立 て  
抗 告 申 立 て の 日 年 月 日  
抗 告 申 立 人 検 察 官 対 象 者 保 護 者 付 添 人
- 4 抗 告 審  
裁 判 所 高等裁判所  
決 定 の 日 年 月 日  
決 定 内 容 抗 告 棄 却 決 定  
原 決 定 取 消 決 定  
(原裁判所に差戻し・ 地方裁判所 に移送・申立却下)
- 5 再 抗 告 申 立 て  
再 抗 告 申 立 て の 日 年 月 日  
再 抗 告 申 立 人 検 察 官 対 象 者 保 護 者 付 添 人
- 6 添 付 書 類 3 及 び 5 の 決 定 書 写 し 抗 告 (再 抗 告) 申 立 書 写 し  
抗 告 (再 抗 告) 申 立 通 知 書 写 し
- 7 備 考

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。  
(用紙 日本産業規格 A 4) (取扱者印 )



# 抗告・再抗告決定通知書

年 月 日

検 察 庁

検察事務官

殿

検 察 庁

検察事務官

下記のとおり通知します。

## 記

1 対 象 者

氏 名 年 月 日生（ 歳）

2 地 方 裁 判 所

裁 判 所 地方裁判所  
決 定 の 日 年 月 日  
決 定 内 容

3 抗 告 申 立 て の 日 年 月 日

4 抗 告 審

裁 判 所 高等裁判所  
決 定 の 日 年 月 日  
決 定 内 容

抗告棄却決定

原決定取消決定

（原裁判所に差戻し・ 地方裁判所 に移送・申立却下）

5 再 抗 告 申 立 て の 日 年 月 日

6 再 抗 告 審

裁 判 所 最高裁判所 法廷  
決 定 の 日 年 月 日  
決 定 内 容

再抗告棄却決定

原決定取消し・ 地方裁判所 の決定取消決定

（ 地方裁判所 に差戻し・ 地方裁判所 に移送）

7 添 付 書 類 抗告審（再抗告審）決定書写し

8 備 考

（取扱者印 ）

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。  
（用紙 日本産業規格A4）

様式第12号 ( 心神喪失者等医療観察法第70条  
心神喪失者等医療観察法審判手続規則第99条  
規程第16条 )

# 再 抗 告 申 立 書

年 月 日

最 高 裁 判 所 殿

検 察 庁

検 察 官 検 事

対象者 に対する入院又は通院に係る審判の処遇事件につき、

年 月 日 裁判所 がした心神喪失者等医

療観察法第68条の決定に対し、下記理由により再抗告を申し立てる。

記

(取扱者印 )

(注意) 「心神喪失者等医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)」をいう。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第13号 (心神喪失者等医療観察法第74条  
心神喪失者等医療観察法審判手続規則第102条  
規程第19条)

申 立 取 下 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検 察 官 検 事

対象者 に対する入院又は通院に係る審判の処遇事件について、  
下記事由により審判の申立てを取り下げる。

記

(取扱者印 )

(用紙 日本産業規格A4)